

別添 3－1

様式第 1 号—3（第 5 条第 1 号関係）

【認定こども園】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

施設名			
利用定員		1号	
		2・3号	
加算率（％）	2.5	開設月数	

(1) 利用こども数(広域利用こども数を含む)

※申請年度の中間期である10月初日時点の児童数を基準とする。

① 1号

認定区分	年齢区分		10月
1号	4歳以上児		
1号	3歳児		
1号	満3歳児		
利用こども数合計			

② 2・3号

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
利用こども数合計			

(2) 処遇改善等加算単価

※申請年度の10月時点の単価を適用

① 1号

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価
1号	4歳以上児	
1号	3歳児	

② 2・3号

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

(3) 処遇改善等加算単価（各種加算項目付随部分）

※申請年度の10月時点の加算項目における単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

① 1号

	処遇改善等加算単価		
副園長・教頭配置加算			
学級編成調整加算			
3歳児配置改善加算			
4歳以上児配置改善加算			
満3歳児対応加算			
講師配置加算			
チーム保育加算		単価	加配人数
通園送迎加算			週当たり実施日数
給食実施加算			利用こども数
療育支援加算			÷
事務職員配置加算			÷
指導充実加算			÷
事務負担対応加算			÷

② 2・3号

	処遇改善等加算単価		
3歳児配置改善加算			
4歳以上児配置改善加算		単価	利用こども数
休日保育加算			÷
夜間保育加算			÷
チーム保育加算			加配人数
			利用こども数
療育支援加算			÷
栄養管理加算			÷

(4) 調整部分

※申請年度の10月時点の単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

① 1号

主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合			単価	×	人数
年齢別配置基準を下回る場合		=		×	
配置基準上求められる職員資格を有しない場合		=		×	
定員を恒常的に超過する場合					

② 2・3号

1号認定の利用定員を設定しない場合					
土曜日に閉所する場合					
主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合			単価	×	人数
年齢別配置基準を下回る場合		=		×	
配置基準上求められる職員資格を有しない場合		=		×	
定員を恒常的に超過する場合					

(5) 草津市保育士等処遇改善補助金所要額

① 1号

認定区分	年齢区分		A利用 こども数	B処遇改善等加 算単価合計額	C賃金改善要件分 にかかる加算率 (%) × 100	D開設月数	A×B×C×D
1号	4歳以上児						
1号	3歳児						
1号	満3歳児						
合計							円

② 2・3号

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用 <u>こども</u> 数	B処遇改善等加 算単価合計額	C賃金改善要件分 にかかかる加算率 (%) × 100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							円

③ 1号+2・3号

所要額 円 (千円未満切り捨て)

別添 3－2

様式第 1 号－3（第 5 条第 1 号関係）

【認定こども園】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

施設名			
利用定員		1号	
		2・3号	
加算率（％）	2.5	開設月数	

(1) 利用子ども数(広域利用子ども数を含む)
※申請年度の中間期である10月初日時点の児童数を基準とする。

① 1号

認定区分	年齢区分		10月
1号	4歳以上児		
1号	3歳児		
1号	満3歳児		
利用子ども数合計			

② 2・3号

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
利用子ども数合計			

(2) 処遇改善等加算単価
※申請年度の10月時点の単価を適用

① 1号

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価
1号	4歳以上児	
1号	3歳児	

② 2・3号

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

(3) 処遇改善等加算単価（各種加算項目付随部分）
※申請年度の10月時点の加算項目における単価を適用
※前年度3月時点の加算認定項目を適用

① 1号

	処遇改善等加算単価			
副園長・教頭配置加算				
学級編成調整加配加算				
3歳児配置改善加算				
満3歳児対応加配加算				
講師配置加算		単価	加配人数	
チーム保育加配加算		=		×
通園送迎加算				週当たり実施日数
給食実施加算		=		×
				利用 <u>子ども</u> 数
療育支援加算		=		÷
事務職員配置加算		=		÷
指導充実加配加算		=		÷
事務負担対応加配加算		=		÷

② 2・3号

	処遇改善等加算単価			
3歳児配置改善加算				
休日保育加算		単価	利用 <u>子ども</u> 数	
夜間保育加算		=		÷
チーム保育加配加算			加配人数	
		=		×
			利用 <u>子ども</u> 数	
療育支援加算		=		÷
栄養管理加算		=		÷

(4) 調整部分
※申請年度の10月時点の単価を適用
※前年度3月時点の加算認定項目を適用

① 1号

主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合			
年齢別配置基準を下回る場合	=	単価	人数
配置基準上求められる職員資格を有しない場合	=		
定員を恒常的に超過する場合			

② 2・3号

1号認定の利用定員を設定しない場合			
土曜日に閉所する場合			
主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合			
年齢別配置基準を下回る場合	=	単価	人数
配置基準上求められる職員資格を有しない場合	=		
定員を恒常的に超過する場合			

(5) 草津市保育士等処遇改善補助金所要額

① 1号

認定区分	年齢区分		A利用 子ども数	B処遇改善等加 算単価合計額	C賃金改善要件分 にかかる加算率 (%) × 100	D開設月数	A×B×C×D
1号	4歳以上児						
1号	3歳児						
1号	満3歳児						
合計							円

② 2・3号

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用 子ども数	B処遇改善等加 算単価合計額	C賃金改善要件分 にかかる加算率 (%) × 100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							円

③ 1号+2・3号

所要額

円 (千円未満切り捨て)

別添4-1

様式第1号-4（第5条第1号関係）

【認定こども園（分園設置）】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

施設名						
利用定員		1号		(本園)		(分園)
		2・3号		(本園)		(分園)
加算率 (%)	2.5	開設月数				

(1) 利用こども数(広域利用こども数を含む)

※申請年度の中間期である10月初日時点の児童数を基準とする。

①本園

i) 1号

認定区分	年齢区分		10月
1号	4歳以上児		
1号	3歳児		
1号	満3歳児		
利用こども数合計			

ii) 2・3号

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
		利用こども数合計	

②分園

i) 1号

認定区分	年齢区分		10月
1号	4歳以上児		
1号	3歳児		
1号	満3歳児		
		利用こども数合計	
本園+分園		利用こども数合計	

ii) 2・3号

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
利用 こども 数合計			
本園+分園 利用 こども 数合計			

(2) 処遇改善等加算単価

※申請年度の10月時点の単価を適用

①本園

i) 1号

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価
1号	4歳以上児	
1号	3歳児	

ii) 2・3号

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

②分園

i) 1号

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価
1号	4歳以上児	
1号	3歳児	

ii) 2・3号

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

(3) 処遇改善等加算単価（各種加算項目付随部分）

※申請年度の10月時点の加算項目における単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

① 1号

	処遇改善等加算単価			
副園長・教頭配置加算		=	単価 × 加配人数	= 週当たり実施日数 × 利用こども数
学級編成調整加配加算				
3歳児配置改善加算				
4歳以上児配置改善加算				
満3歳児対応加配加算		=	単価 × 加配人数	= 週当たり実施日数 × 利用こども数
講師配置加算				
チーム保育加配加算				
通園送迎加算				
給食実施加算		=	単価 ÷	= 利用こども数
療育支援加算				
事務職員配置加算				
指導充実加配加算				
事務負担対応加配加算		=	単価 ÷	= 利用こども数

② 2・3号

	処遇改善等加算単価			
3歳児配置改善加算		=	単価 ÷ 利用こども数	= 加配人数 × 利用こども数
4歳以上児配置改善加算				
休日保育加算				
夜間保育加算				
チーム保育加配加算		=	単価 × 加配人数	= 利用こども数
療育支援加算				
栄養管理加算				

(4) 調整部分

※申請年度の 10 月時点の単価を適用

※前年度 3 月時点の加算認定項目を適用

① 1号

主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合			
年齢別配置基準を下回る場合	=	単価	人数
配置基準上求められる職員資格を有しない場合	=		
定員を恒常的に超過する場合			

② 2・3号

1号認定の利用定員を設定しない場合			
1曜日に開所する場合			
主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合		単価	人数
年齢別配置基準を下回る場合	=		×
配置基準上求められる職員資格を有しない場合	=		×
定員を恒常的に超過する場合			

(5) 草津市保育士等処遇改善補助金所要額

① 1号

本園

認定区分	年齢区分		A利用 こども数	B処遇改善等加 算単価合計額	C賃金改善要件分にか かる加算率 (%) ×100	D開設月数	A×B×C×D
1号	4歳以上児						
1号	3歳児						
1号	満3歳児						
合計							円

分園

認定区分	年齢区分		A利用 こども数	B処遇改善等加 算単価合計額	C賃金改善要件分にか かる加算率 (%) ×100	D開設月数	A×B×C×D
1号	4歳以上児						
1号	3歳児						
1号	満3歳児						
合計							円

② 2・3号

本園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用 こども数	B処遇改善等加 算単価合計額	C賃金改善要件分にか かる加算率 (%) ×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							円

分園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用 こども数	B処遇改善等加 算単価合計額	C賃金改善要件分にか かる加算率 (%) ×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							円

③ 本園＋分園 (1号＋2・3号)

所要額

円 (千円未満切り捨て)

別添4-2

様式第1号-4（第5条第1号関係）

【認定こども園（分園設置）】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

施設名						
利用定員		1号		(本園)		(分園)
		2・3号		(本園)		(分園)
加算率 (%)	2.5	開設月数				

(1) 利用子ども数(広域利用子ども数を含む)

※申請年度の中間期である10月初日時点の児童数を基準とする。

①本園

i) 1号

認定区分	年齢区分		10月
1号	4歳以上児		
1号	3歳児		
1号	満3歳児		
利用子ども数合計			

ii) 2・3号

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
利用子ども数合計			

(2) 処遇改善等加算単価

※申請年度の10月時点の単価を適用

①本園

i) 1号

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価
1号	4歳以上児	
1号	3歳児	

ii) 2・3号

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

(3) 処遇改善等加算単価（各種加算項目付随部分）

※申請年度の10月時点の加算項目における単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

① 1号

	処遇改善等加算単価		
副園長・教頭配置加算		=	単価 × 加配人数 週当たり実施日数 利用子ども数
学級編成調整加配加算			
3歳児配置改善加算			
満3歳児対応加配加算			
講師配置加算			
チーム保育加配加算		=	単価 × 加配人数 週当たり実施日数 利用子ども数
通園送迎加算			
給食実施加算			
療育支援加算		=	単価 ÷ 加配人数 週当たり実施日数 利用子ども数
事務職員配置加算			
指導充実加配加算			
事務負担対応加配加算			

② 2・3号

	処遇改善等加算単価		
3歳児配置改善加算		=	単価 ÷ 利用子ども数 週当たり実施日数 加配人数 利用子ども数
休日保育加算			
夜間保育加算			
チーム保育加配加算		=	単価 × 加配人数 週当たり実施日数 利用子ども数
療育支援加算			
栄養管理加算			

②分園

i) 1号

認定区分	年齢区分		10月
1号	4歳以上児		
1号	3歳児		
1号	満3歳児		
		利用子ども数合計	
本園+分園		利用子ども数合計	

ii) 2・3号

11 / 2 / 3号			
認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
		利用子ども数合計	
本園+分園		利用子ども数合計	

②分園

i) 1号

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価
1号	4歳以上児	
1号	3歳児	

ii) 2・3号

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

(4) 調整部分

※申請年度の 10 月時点の単価を適用

※前年度 3 月時点の加算認定項目を適用

① 1号

主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合		単価	人数
年齢別配置基準を下回る場合	=		×
配置基準上求められる職員資格を有しない場合	=		×
定員を恒常的に超過する場合			

② 2・3号

1号認定の利用定員を設定しない場合		単価	人数
1曜日に開所する場合			
主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合		単価	人数
年齢別配置基準を下回る場合	=		×
配置基準上求められる職員資格を有しない場合	=		×
定員を恒常的に超過する場合			

(5) 草津市保育士等処遇改善補助金所要額

① 1号

本園

認定区分	年齢区分		A利用 子ども数	B処遇改善等加算 単価合計額	C賃金改善要件分にかかる 加算率 (%) ×100	D開設月数	A×B×C×D
1号	4歳以上児						
1号	3歳児						
1号	満3歳児						
合計							円

分園

認定区分	年齢区分		A利用 子ども数	B処遇改善等加算 単価合計額	C賃金改善要件分にかかる 加算率 (%) ×100	D開設月数	A×B×C×D
1号	4歳以上児						
1号	3歳児						
1号	満3歳児						
合計							円

② 2・3号

本園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用 子ども数	B処遇改善等加算 単価合計額	C賃金改善要件分にかかる 加算率 (%) ×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							円

分園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用 子ども数	B処遇改善等加算 単価合計額	C賃金改善要件分にかかる 加算率 (%) ×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							円

③ 本園＋分園 (1号＋2・3号)

所要額 円 (千円未満切り捨て)

(令和 7 年 1 0 月 3 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 2 8 6 号

草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 0 月 3 日

草津市長 橋 川 渉

草津市保育所等食材料費価格高騰対策
支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、物価高騰に伴い、食材料費の負担が増えた市内に所在する保育所等を運営する事業者に対し、予算の範囲内において草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「保育所等」とは、次の各号に掲げる施設のうち、国、都道府県および市町村（特別区を含む。）以外の者が市内に設置し、運営する施設をいう。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 9 条第 1 項に規定する施設
- (2) 幼稚園 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する施設のうち、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項の確認を受けた施設
- (3) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する施設
- (4) 地域型保育事業を行う施設 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業または同条第 1 0 項に規定する小規模保育事業を行う事業所であって、子ども・子育て支援法第 2 9 条第 1 項の確認を受けた施設

2 この要綱において「補助対象経費」とは、給食等の提供に要する食材料費であって、物価上昇に伴う価格の増加部分をいう。

(交付対象者等)

第 3 条 補助金の交付対象者は、令和 7 年 4 月 1 日時点で保育所等を経営する事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 物価高騰の影響により、食材料費に係る費用が

上昇しているもの

(2) 以下のア、イまたはウに該当するもの

ア 令和 5 年 4 月 1 日以降、物価上昇に起因する給食費の値上げを実施していないものまたは既に徴収した値上げ相当分を保護者に返還を行ったもの

イ 以下の 2 点をいずれも満たすもの

(7) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの物価上昇に起因する給食費の値上げ相当分を、令和 6 年 4 月 1 日以降の給食費から減額を行ったもの

(i) 令和 6 年 4 月 1 日以降、物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていない、または既に徴収した値上げ相当分を保護者に返還を行ったもの

ウ 以下の 2 点をいずれも満たすもの

(7) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの物価上昇に起因する給食費の値上げ相当分を、令和 7 年 4 月 1 日以降の給食費から減額を行ったもの

(i) 令和 7 年 4 月 1 日以降、物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていない、または既に徴収した値上げ相当分を保護者に返還を行ったもの

(3) 令和 5 年 4 月 1 日時点と比較し、食事の質や量を下げることなく、給食の提供を行っているもの

2 補助金の交付対象となる期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの各月のうち、前項各号のいずれにも該当する月（月の途中において要件に該当しなくなった月を含む。以下「補助対象月」という。）とする。ただし、令和 7 年 1 0 月 1 日時点で食材料費価格高騰が収束し、保育所等が物価高騰の影響を受けないと市長が認める場合は、補助対象月の終期を令和 7 年 9 月末までとし、令和 7 年 1 0 月以降は補助対象月としない。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、別表に掲げる基準額と補助対象経費を比較していずれか少ない方の額とする。

(補助金の申請等)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする事業者は、市長が別に定める期間内に規則第 3 条の補助金等交付申請書に草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金所要額算定調書（別記様式第 1 号）を添え、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、次の各号に定める期間ごとに行うものとし、1 施設につきそれぞれ 1 回限り各期間に

における補助対象月分の申請を行うことができる。ただし、第 3 条第 2 項のただし書きに該当する場合、第 2 号の期間に係る申請を行うことはできないものとする。

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで
- (2) 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 規則第 13 条に規定する実績報告は、第 1 項の添付書類の提出によってなされたものとみなす。

(補助金の額の確定)

第 6 条 規則第 6 条の規定による決定の通知により、規則第 14 条の規定による補助金等の額の確定の通知をしたものとみなす。

(補助金の使途報告および調査)

第 7 条 市長は、規則第 11 条に基づき、補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、補助金の使途について報告を求め、または調査することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により市長から報告または調査を求められたときは、これに協力しなければならない。

(補助金の取消しおよび返還)

第 8 条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 第 3 条第 1 項に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 法令またはこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金交付決定取消通知書（別記様式第 2 号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金返還命令書（別記様式第 3 号）により、当該交付を受けた者に対し、その返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 9 条 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助金額に含まれる消費税および地方消費税に

相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が 0 円の場合を含む。）には、草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金に係る消費税および地方消費税仕入れ控除税額報告書（別記様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額の全部または一部を返還しなければならない。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第 10 条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第 11 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和 7 年 10 月 3 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日以降の事業から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 7 条から第 9 条までの規定については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第 4 条関係）

区分	基準額
幼稚園利用者（第 2 条第 1 項第 2 号に規定するものに限る）	4 1 3 円×補助対象月数×利用児童数
副食費徴収免除加算対象者	4 6 2 円×補助対象月数×利用児童数
上記以外	8 6 2 円×補助対象月数×利用児童数

備考 利用児童数について、原則令和 7 年 4 月 1 日時点のものとするが、それにより難い場合は、過去の実績等を勘案して推計値を用いることとし、根拠資料を申請に添付すること。ただし、副食費徴収免除加算対象者となる利用児童数については、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの期間に係る申請時には令和 7 年 4 月 1 日時点のものとし、令和 7 年 10 月 1

日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの期間に係る申請時には令和 7 年 1 0 月 1 日時点のものとす
る。

別記
様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金所要額算定調書

施設名

補助金所要額

区分	単価 ①	補助対象 月数②	利用児童数 ③	補助基準額 ④ (①×②×③)
(1)幼稚園利用者				
(2)副食費徴収免除対象者				
(3)上記以外				
合計				

補助対象経費⑤	補助所要額⑥ (④と⑤を比較して少ない方の額)	補助金申請額⑦

(注)
(1) ②欄には、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日までまたは令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの期間における補助対象月数を記載してください。
(2) ③欄には、原則令和 7 年 4 月 1 日時点のものを記載してください。なお、それにより難い場合は、過去の実績等を勘案して推計値を用いることとし、根拠資料を添付してください。
ただし、副食費徴収免除対象者区分における③欄には、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日までの期間における申請時には、令和 7 年 4 月 1 日時点のものを記載し、令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの期間における申請時には、令和 7 年 1 0 月 1 日時点のものを記載してください。

様式第 2 号（第 8 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金については、草津市補助金等交付規則第 1 7 条第 1 項および草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり交付決定の（一部・全部）を取り消しましたので通知します。

記

決 定 の 区 分	一部取消し ・ 全部取消し
交付決定額	円
取消し金額	円
取消し後交付決定額	円
取消しの理由	

様式第 3 号（第 8 条第 3 項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金返還命令書

年 月 日付け第 号で取り消した補助金については、草津市補助金等交付規則第 1 8 条および草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり返還を命じます。

記

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

草津市長 宛

法人所在地
法 人 名
施設所在地
施 設 名
代 表 者 印

草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 額の確定額
- 円
- 2 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額（要補助金返還相当額）
- 円
- 3 添付資料
消費税および地方消費税仕入控除税額の積算内訳等

(令和 7 年 1 0 月 3 日揭示済み)